

第6期第4回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和6年3月25日（月）

19時00分～20時30分

場所：市庁舎18階 みなと6・7会議室

議事次第

1 開会

2 青少年部長あいさつ

3 議事

- (1) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画について
- (2) 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について
- (3) 令和6年度放課後施策について

4 閉会

〔配付資料〕

- 資料1 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿
- 資料2 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿
- 資料3 横浜市子ども・子育て会議条例
- 資料4 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
- 資料5 第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画骨子案
- 資料6 第3期横浜子ども・子育て支援事業計画に向けた新たな点検・評価の試行実施（案）について
- 資料7 令和6年度 予算概要
- 資料8 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの更なる充実に向けて

資料1

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿

◎:部会長 ○:職務代理者
【敬称略 50音順(委員及び臨時委員ごと)】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ 青山 鉄兵 あおやま てっふい	
2	千葉大学 名誉教授	◎ 明石 要一 あかし よういち	
3	市民委員	池田 浩久 いけだ ひろひさ	
4	横浜市小学校長会 副会長	江口 和良 えぐち かずよし	臨時委員
5	国士館大学文学部教育学科 教授	鈴木 裕子 すずき ゆうこ	臨時委員
6	横浜市P T A連絡協議会 会計	高杉 陽子 たかすぎ ようこ	臨時委員
7	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	辺見 伸一 へんみ しんいち	
8	横浜市子ども会連絡協議会 会長	松本 豊 まつもと ゆたか	臨時委員
9	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表	三浦 尚美 みうら なおみ	
10	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	宮永 千恵子 みやなが ちえこ	臨時委員

※任期は令和6年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
	青少年部長	田 口 香 苗
	放課後児童育成課長	佐 藤 治 憲
	企画調整課長	柿 沼 千 尋
	青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	放課後児童育成課担当係長	奈 木 修 人
	放課後児童育成課担当係長	南 雲 純 子
	放課後児童育成課担当係長	山 田 英 二
	放課後児童育成課担当係長	金 原 宗 武
	企画調整課担当係長	生 野 元 康
	青少年育成課担当係長	斉 藤 健

横浜市子ども・子育て会議条例

(令和 5 年 4 月 1 日施行版)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 72 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
- (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

- 第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
 - 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。
- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
 - 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

- 第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
 - 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
 - 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
 - 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

- 第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成27年3月5日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成30年8月1日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成25年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第8条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 7 幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関すること（条例第2条第1項第1号及び第2条第2項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること（条例第2条第1項第1号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関すること（条例第2条第1項第2号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関すること（条例第2条第1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係）
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関すること（条例第2条第1項第3号関係）

（委員長又は部会長の専決事項）

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、子育て会議（部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

（意見の聴取等）

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

（守秘義務）

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 骨子案

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 全体構成

【総論部分】

第1章 横浜市子ども・子育て支援事業計画について

1. 計画の位置づけ
2. 計画の趣旨
3. 計画の期間
4. 計画の対象
5. 他計画との関係

第2章 子ども・青少年や子育てを取り巻く状況【4は素案作成時議論】

1. 人口や少子化の状況
2. 子ども・家庭の状況
3. 地域・社会の状況
4. 第2期計画の振り返り

第3章 本市の目指すべき姿と基本的な視点

1. 目指すべき姿
2. 計画推進のための基本的な視点

【各論部分】

第4章 施策体系と事業・取組【3・4は素案作成時議論】

1. 重点取組
2. 施策分野・基本施策とその関係性
3. 施策体系図
4. 指標一覧
5. 各施策における現状と課題及び今後の方向性

第5章 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み、確保方策【素案作成時議論】

1. 保育・教育に関する施設・事業
2. 地域子ども・子育て支援事業

第6章 計画の推進体制等について【素案作成時議論】

1. 計画の点検・評価
2. 様々な主体による計画の推進
3. 人材の確保・育成の推進
4. 情報発信や情報提供の推進

第1章

横浜市子ども・子育て支援事業計画
について

1 計画の位置づけ

○計画の法的根拠

- ・子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」

※子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」については、子どもの貧困対策に資する教育、福祉、子ども・子育て支援等の取組に横串をさし、連携して推進することを目的とした計画であるため、引き続き別計画として推進する。

＜国の動き＞

- 令和5年4月に「こども基本法」が施行された。日本国憲法や児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的に、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などが定められた。
- 令和5年12月に「こども大綱」が閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定められている。

(参考)計画の法的根拠のイメージ

(現行)

(今回整理する考え方)

(法的根拠)

第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法

市町村
子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援
対策推進法

市町村行動計画

こども基本法

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画

子ども・若者
育成支援推進法

具体的な事業に反映

市町村
子ども・子育て支援事業計画

市町村行動計画

市町村こども計画

市町村子ども・若者計画

子どもの貧困対策の
推進に関する法律

市町村計画

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画

市町村計画

第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画

2 計画の趣旨

- 本市の子ども・青少年施策及び子育て支援施策に関する基本理念や各施策の目標・方向性を定め、**生まれる前から大人になるまでの切れ目のない総合的な支援を推進する。**

3 計画の期間

- 令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間

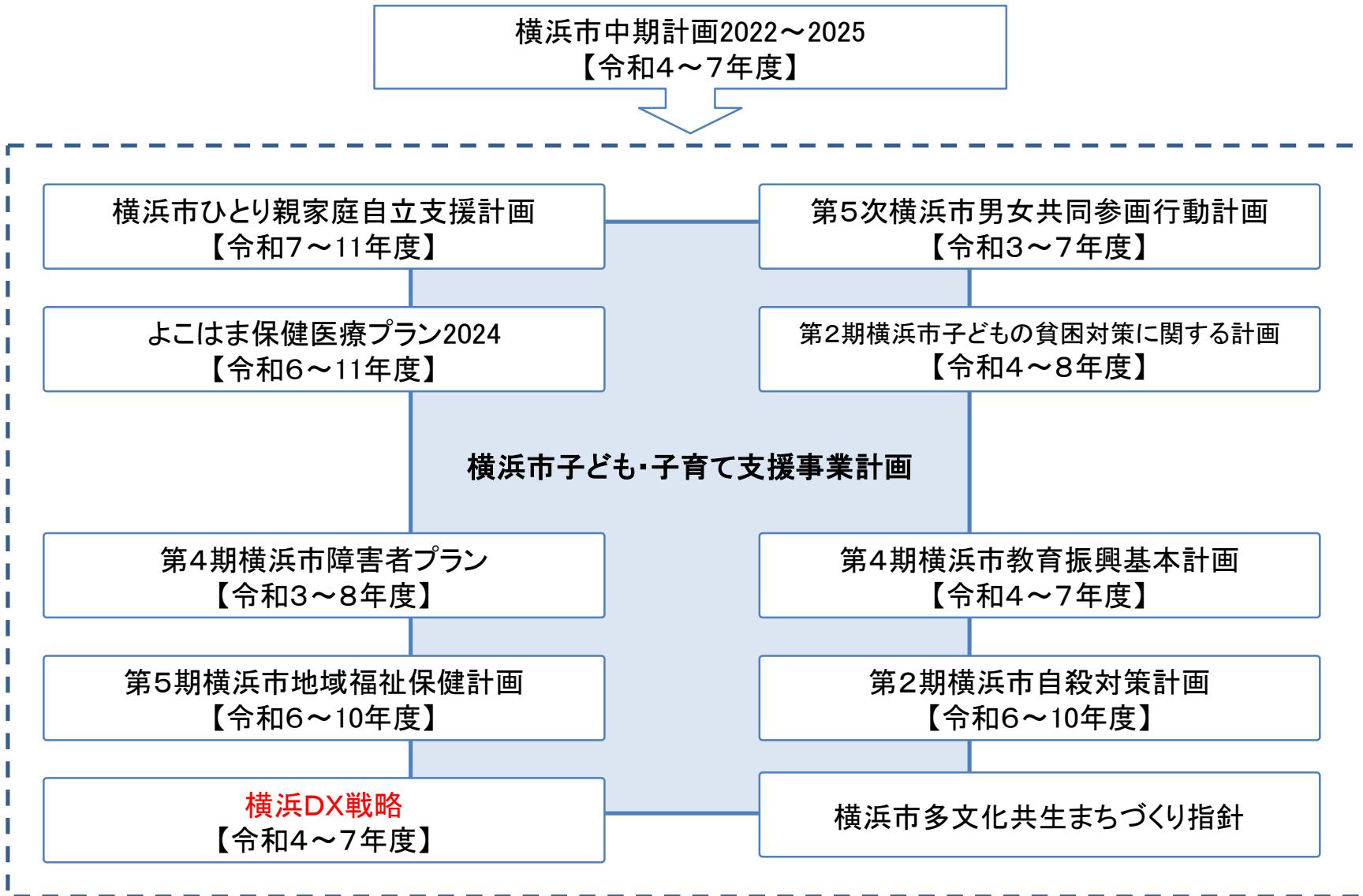
4 計画の対象

- 心身の発達過程にある者とその家庭を対象とする。
 - ・**主に、**生まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、おおむね20歳までの子ども・青少年とその家庭とする。
 - ・若者の自立支援については39歳までを対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行う。

5 本市における他計画との関係

- 横浜市中期計画をはじめ、子ども・青少年施策及び**子育て支援施策**に関連する各分野の計画と連携・整合を図りながら、子ども・青少年や子育て家庭への支援を総合的に推進する。

＜関連する主な計画等＞



第2章

子ども・青少年や子育てを取り巻く状況

※ニーズ調査の結果については、3月末に公表予定のため、現時点では暫定値を記載しています。

1 人口や少子化の状況

(1) 人口、出生数、合計特殊出生率の推移

- 市の人口は、2021年の約377.6万人をピークに減少。また、本市の将来人口推計では、2070年には約2割が減少し約301.3万人。なお、出生数は2031年に向けて増加傾向となる推計。
- 18歳未満の人口は、2004年の約58万人から約1割減少し2024年は約51.4万人。
- 出生数は減少傾向で、2016年には3万人を割り、2022年時点で約2.4万人。
- 合計特殊出生率は2005年以降上昇傾向に転じ、2015年には1.37となつたが、その後低下し、2022年時点で1.16。全国(2022年:1.26)と比較すると、低い水準で推移。
- 本市の未婚割合は上昇傾向。2020年における40～44歳で、男性33%、女性21%。2010年における40～44歳では、男性29.8%、女性16.9%。
- 2021年における市外への転出者数は13.1万人、市外からの転入者数は13.9万人。令和3年度中に市内から東京圏(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県)に転出した20～44歳のうち、世帯に就学者等や未就園者がいた方は10.9%、東京圏からの転入者では16.1%。
- 結婚や出産は個人の決定に基づくものだが、少子化の進展により、子ども・若者にとって乳幼児と触れ合う機会や地域と子ども・子育て家庭の交流の機会等が減少しているとの指摘もある。

2 子ども・家庭の状況

(1) 世帯状況の変化

- 6歳未満親族のいる世帯数は、2000年に約15.2万世帯(一般世帯数に占める割合:11.2%)だったところ、2020年には約13.0万世帯(同:7.4%)となり、そのうち約96%が核家族世帯となるなど、子どもがいる世帯が減少し、地域の中で、子どもや子育て家庭の状況を捉えづらくなっている。
- 「利用ニーズ把握のための調査」では、子育てに対する周囲から支えがない人の割合は、2013年度の16.2%から2023年度は22.0%に増加。

2 子ども・家庭の状況

(2)就労状況等の変化

- ニーズ調査では、父母ともに就労している共働き世帯の割合は、2018年度の55.5%から2023年度には68.6%に上昇。
- 母の就労形態は、フルタイムが48.4%、パート・アルバイト等が23.2%、未就労が27.1%。また、未就労の母親で就労したい意向がある人は80.2%であり、希望する就労形態はパート・アルバイト等が85.6%。
- 父親の育児休業の取得した割合は、2018年度の7%から2023年度は20.5%に増加。

(3)子どもの状況

- ニーズ調査では、日中の定期的な教育・保育事業を利用している割合は、0歳児27%、1歳児63%、2歳児が75%で、2013年度の0歳児18%、1歳児38%、2歳児48%から増加。
- 父母共にフルタイムで就労している世帯を含めた共働き世帯の増加に伴い、長期間かつ長時間保育所等を利用する子どもが増加。
- 保育・教育の質の向上に加え、保護者と保育・教育現場の双方への支援の充実が必要。併せて、地域とのつながりや他者との関わりが相対的に少ない在宅で子育てを行う家庭の支援も必要である。
- 保育・教育現場の声として、コロナ禍や夏の暑さによる外遊びの減少などの影響により、体力が落ちたり、情緒面で幼い子どもが増えているとの指摘がある。
- ニーズ調査によると、発達や障害に関する医師の診断が「ある」小学生の割合は12.7%で、10年前の7.4%から増加。
- 放課後等デイサービス支給決定人数が2018年6,468人から2022年9,886人で1.5倍となり、発達障害児の増加が示唆されている。
- 周産期医療、新生児医療の進歩等を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での長期入院後も引き続き人工呼吸器や胃ろう等の医療的ケアを日常的に必要とするケースが増加。
(国によれば、全国の在宅の医療的ケア児(0~19歳)は推計で約2万人)
- 疾病や障害の有無に関わらず全ての子どものインクルーシブな育ちの環境づくりの強化が求められている。

2 子ども・家庭の状況

(4) 子育ての不安感・負担感

- ニーズ調査によると、「子育てに不安を感じたり、自信を持てなくなったりしたこと」について、「妊娠中」では60.4%、「出産後、半年くらいまでの間」では72.2%が「あった」と回答。
- 子育てに関する困りごとでは、「仕事との両立」が45.7%、「経済的な負担」が31.8%など、子育てに関して何らかの困りごと抱えている人が92.7%。
- 子育てに関する不安や負担感を軽減し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援が必要。

(5) 子どもと子育て家庭の暮らしとウェルビーイング(※1)

- 「令和5年度 全国学力・学習状況調査」において、普段の生活の中で幸せな気持ちになることが「ある」「ときどきある」との回答した割合は、本市の小学校(公立)の児童で91.1%、中学校(公立)の生徒で88.1%。
- ニーズ調査(子ども本人向けの質問)では、あつたら良いなと思う場所として「建物の中で思い切り遊べる場所」が66.5%、「友だちとたくさんおしゃべりできる場所」が63.3%、「運動が思い切りできる場所」が49.3%。
- ニーズ調査によると、子育ての満足度は5年前と比較して低下。相談相手がいる方や、暮らしの状況として「ゆとりがある」と回答した方で、満足度が高い傾向。
- 横浜市立大学と連携したハマスタディ調査では、フルタイムで働く妻の平日の家事時間は子どもがいない家庭の1.8時間に対し、子どもができると2.2~2.5時間に増加。夫はこども数と家事時間に関連がみられず、妻の家事時間のおよそ半分。妻の家事時間が長くなるにつれてウェルビーイングが悪化する傾向が見られる。
- 市民意見交換会では、「こんな支援があったらいいな」というテーマの中で、「子どもの居場所」の充実を求める意見が最も多く出された。

※1 幸福で肉体的、精神的、社会的全てにおいて満たされた状態のこと。

2 子ども・家庭の状況

(6) 様々な状況にある子ども・青少年の状況

- 「横浜市におけるヤングケアラーに関する実態把握調査」では、小学5年生の20.3%、中学2年生の13.5%、高校2年生の5.4%が家族の中に世話をしている人が「いる」と回答。「いる」と回答した子どものうち、自分がヤングケアラーだと思う子どもの割合は、小学5年生で8.6%、中学2年生で6.5%、高校2年生で11.0%。
- 「横浜市子ども若者実態調査」では、ひきこもり状態にある15～39歳の方は約1.3万人の推計。
- 令和3年度の内閣府調査(※2)によると、若年層(16～24歳)のうち、4人に1人以上(26.4%)が何らかの性暴力被害に遭っている。身体接触を伴う被害は12.4%(女性15%、男性5.1%)、性交を伴う被害は4.1%(女性4.7%、男性2.1%)。
- 児童虐待相談対応件数は、2017年6,796件から2022年13,140件と約2倍に増加。
- 令和4年度「暴力行為」「いじめ」「長期欠席」の状況調査結果(小中学校)では、不登校児童生徒数は8,170人。
- 子ども・若者や家庭が抱える困難や課題は、様々な要因が複合的に重なり合って、いじめ、不登校、ひきこもり、孤独・孤立、非行といった様々な形態で表出するものであり、表出している課題に係る支援に加えて、複合的な課題に対して個々に寄り添った多面的な支援の重要性が指摘されている。
- 「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全ての子どもや若者が虐待、いじめ、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができるよう、適切な支援を行うことが重要。

※2 アンケートの回収率が全体で2.82%であって、任意の回答者(積極的に回答した方)の回答内容に基づくため、疫学的遭遇率を示すものではないことに留意が必要。

3 地域・社会の状況

(1) 地域とのつながり

- ニーズ調査では、日常の子育てを楽しく、安心して行うための重要なサポートとして、「子育てに対する周囲の理解」を挙げた方が48.3%。地域社会から見守られている、支えられていると感じない方は、未就学児保護者では31.6%、小学生保護者では25.7%。また、そのような方では生活満足度が低い傾向にあり、安心した子育て環境をつくる上でも、地域で子育て世帯を見守り、支えることが重要である。
- 本市のNPO法人に関して、2023年12月時点で1,498の認証法人が設立されている。そのうち子どもの健全育成を図る活動を行っているのは約45%であり、子ども・子育てに関連する活動への関心の高さが伺える。
- 市民意見交換会では、「子どもが楽しく関われる地域の場がほしい」「サービスだけではなく地域でのつながりがほしい」「親同士の交流機会や場があるといい」など、地域・人との交流や地域における居場所を求める意見が多く寄せられた。

(2) 情報化社会の進展とDXに対するニーズ

- 令和4年度の内閣府調査によると、インターネットを利用している全国の10～17歳のうち、1日の平均利用時間は、小学生では約3.6時間、中学生では約4.6時間、高校生では約5.8時間。
- ニーズ調査では、小学生保護者の44.1%が、子育ての困りごととして「子どものネットやゲームとの付き合い方」を挙げている。
- インターネット利用の低年齢化と合わせ、SNSなどによるトラブル、長時間の利用による生活習慣の乱れ、犯罪被害などの問題も指摘されている。
- ニーズ調査では、子育て支援の電子化に関して、「区役所等に行く頻度が減ること」、「作成する必要のある書類が減ること」、「電子申請・届出が可能な子育て支援サービスの対象拡大」が多く求められていた。
- 市民意見交換会では、「自分から探さなくても、情報を得られると助かる」「情報が一か所に集まっていてほしい」などの意見があった。
- デジタルネイティブ世代が子育て世代となっていることも踏まえて、今後、デジタルを活用した子育て支援の展開が求められる。

3 地域・社会の状況

(3)国際化の状況と多文化共生

- 本市の外国人人口は令和3、4年に一時減少するが、令和5年には11万人を超え、近年で最も多くなっている。日本語指導が必要な児童生徒数は、令和5年には3.7千人と、平成26年の1.4千人から約2.5倍に増加しており、子ども・子育て支援を推進する上でも多文化共生の視点が重要。

4 第2期計画の振り返り

【素案作成時に別途議論】

- ・コロナ禍での影響についても、振り返りの中で記載予定
- ・保育・教育施設等における災害対策、妊産婦・乳幼児の災害対策についても、振り返りの中で記載予定

第3章

本市の目指すべき姿と基本的な視点

1 目指すべき姿

未来を創る子ども・青少年の一人ひとりが、自分の良さや可能性を發揮し、豊かで幸せな生き方を切り拓く力、共に温かい社会をつくり出していく力を育むことができるまち「よこはま」

【検討にあたっての主なキーワード】

個人としての尊重 権利の擁護 最善の利益
基本的人権の保障 意見表明
健やかな成長・発達 自己肯定感
将来にわたる幸福 ウェルビーイング

2 計画推進のための基本的な視点

「目指すべき姿」の実現に向けて、次の7つを基本的な視点として、施策・事業を組み立て、推進。

視点	
①子ども・青少年の視点に立った支援	子どものより良い育ちを社会全体で支え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう、 子ども・青少年を権利の主体として認識し、子ども・青少年が意見を表明する機会を確保しながら、「子ども・青少年の視点」に立って、施策・事業の推進に取り組む
②全ての子ども・青少年への支援	疾病や障害の有無に関わらず 子ども・青少年の健やかな育ちを等しく保障するため、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援と、必要となる支援を誰もが受けられる環境を整え、全ての子ども・青少年を支援する視点を持って取り組む
③それぞれの発達段階に応じ、育ちの連続性を大切にする一貫した支援	子ども一人ひとりの発達段階に応じた育ちや学びが積み重なるよう、子ども・青少年の成長を長い目でとらえ、子どもの育ちに関わる大人、関係機関、地域資源が連携しながら、支援の連続性・一貫性を大切にする視点を持って取り組む
④子どもの内在する力を引き出す支援	子ども・青少年を多様な人格を持った個として尊重し、一人ひとりが自分の良さや可能性を見つめ、自己肯定感を高めながら内在する力を発揮することができるよう、その力を引き出していくという共感のまなざしと関わりを大切にする 視点を持って取り組む
⑤家庭の子育て力を高めるための支援	保護者が地域の中で温かく見守られ、支えられながら、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担感、孤立感を抱えることなく、子どもの成長の喜びや生きがいを感じながら子育てできるよう、家庭の子育て力を高めるための視点を持って取り組む
⑥子育て世代のゆとりを創り出すための支援	誰もが安心して出産・子育てができる、また、保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための視点を持って取り組む
⑦様々な担い手による社会全体での支援 ～自助・共助・公助～	「自助・共助・公助」の考え方を大切にしながら、社会におけるあらゆる担い手が、子ども・子育て支援を社会全体の課題としてとらえ、それぞれの立場で役割を担うとともに、様々な社会資源との連携・協働を図りながら、社会全体での支援を進めていく視点を持って取り組む

第4章

施策体系と事業・取組

1 重点取組

- ・令和5年4月にこども基本法が施行され、市町村こども計画としても位置づけを行う最初の計画となること
 - ・「横浜市中期計画2022–2025」で、基本戦略「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を掲げ、広く子育て世代に響く支援を進めていること
- を踏まえて、計画期間中、各施策分野を通して特に重きを置いて進めていく事項として、次の2つを重点取組として整理する。

【重点取組①】

子どものウェルビーイング実現に向けた取組

→子ども・子育て家庭を包括的に支えるとともに、子どもの居場所・遊び場の充実や、子どもの意見を施策・事業に生かす取組など、「こどもまんなか社会」を実現していくための基盤整備を推進

【重点取組②】

子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組

→保護者が時間的・精神的なゆとりを持って子どもに向き合うことで、子どもの健やかな成長や親子の笑顔と幸せにつながるよう、子育て世代の「ゆとり」を創り出すための取組を推進

※子育てDXの取組、EBPM(エビデンスに基づく政策立案)の仕組みについては、計画の総論や各基本施策の内容に反映

2 施策分野・基本施策とその関係性

重点取組①

子どものウェルビーイング実現に向けた取組

重点取組②

子育て家庭が実感できる「ゆとり」を創出する取組

【施策分野1】

すべての子ども・
子育て家庭への
切れ目のない支援

基本施策1

生まれる前から乳幼児期までの一貫した支援の充実

基本施策2

地域における子育て支援の充実

基本施策3

乳幼児期の保育・教育の充実と学齢期への円滑な接続

基本施策4

学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

基本施策5

障害児・医療的ケア児への支援の充実

【施策分野2】

個別ニーズ・
状況に応じた
子ども・
子育て家庭への
支援

基本施策6

困難を抱える子ども・若者への支援施策の充実

基本施策7

ひとり親家庭の自立支援／DV被害者や困難な問題を抱える女性への支援

基本施策8

児童虐待防止対策と社会的養育の推進

【施策分野3】

社会全体での
子ども・
子育て支援

基本施策9

社会全体で子ども・青少年を大切にする地域づくりの推進

(1) 現状と課題

<総論、社会環境の変化>

- 子ども・青少年を取り巻く環境は、不登校、薬物、ネット社会、特殊詐欺、自殺する子ども・青少年の数の増加など、一層厳しさを増すとともに、課題が複雑かつ複合化している。
- 地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、子ども・青少年同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少している。
- 子ども・青少年期の社会体験や自然体験が豊富な人ほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向が見られる。
- 全ての子どもたちにとって、安全・安心で豊かな時間を過ごすことができる放課後等の居場所の確保が必要である。
- 子どもの小学校入学を機に子育てと仕事の両立が困難になる、いわゆる「小1の壁」の問題に表れるように、保護者の時間的ゆとりの創出が求められている。

<子どもの居場所や体験活動、権利擁護と子どもの意見の反映>

- 値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。
- 全ての子どもが自分の居場所を持ち、健やかな成長や身体的・精神的・社会的に将来にわたり幸せな状態(ウェルビーイング)を保つには、子どもが選択できる多様な居場所が多くあった方が良い。
- 子どもが外遊びができる時間は減少しているが、その背景として外遊びできる場所の減少も挙げられる。
- 中高生の通学形態の多様化、広域化によりライフスタイルに広がりが生まれており、学校外の場の必要性が高まっている。
- 地域活動拠点は中高生の子どもの居場所の機能を有しているが、地区センター等と比べ、中高生の認知度が低く、また箇所数も限られているため、これまで以上に広報の工夫や充実に取り組む必要がある。
- 学齢期から青年期まで、年齢で途切れることなく、全ての子ども・青少年が居場所を持つことができるよう、関係機関が連携して取り組むことが大切である。
- 地域主体により広がっているこども食堂等の取組が一層進むよう、必要なこどもへの周知、運営団体の人材や食材を確保するための支援やネットワークの構築等が求められる。
- 子どもへの性加害など子どもの権利が侵害される事態も生じており、子どもの権利擁護が図られる施策が求められている。
- 子どもに関する施策の実施にあたっては、当事者である子ども・青少年の視点を尊重し、その意見が十分反映される環境づくりに努めるとともに、子ども・青少年の社会参画を促進していくことが求められている。

(1) 現状と課題

<放課後等の居場所>

- 小学生の放課後の時間は、社会性の取得や発達段階に応じ主体的な活動ができる場としていく必要があり、放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの職員に対する人材育成やプログラムの充実等による「質の向上」が求められている。
- 放課後の居場所づくりを持続可能なものとするため、運営主体への支援の充実が必要である。
- 放課後キッズクラブは全小学校に設置されており、子どもたちが思い思いに過ごせる活動場所の確保や、増加する配慮が必要な児童への支援に際して、学校との連携を更に進める必要がある。
- 放課後キッズクラブや放課後児童クラブは低学年の利用が主となっていることから高学年も利用しやすい場としていくとともに、学年が上がるほど多様化する放課後の過ごし方に対応した小学生の居場所づくりが必要である。
- 共働き家庭等の増加や就労形態の多様化にあわせた小学生などの居場所づくりが求められている。

<地域での子ども・青少年の見守り>

- 青少年指導員や横浜市少年五団体が、地域での子ども・若者の育成・支援に取り組んでいる。
- 子ども・青少年の健やかな成長のためには、地域の中で多様な世代と交流することで、社会性や自主性を育むことが重要である。
- 多様な地域資源が連携し、ネットワークを構築することで、「子ども・青少年を見守る目」を醸成するとともに、地域全体で予防的支援に取り組み、課題が顕在化した場合に、早期支援につなげられる環境を作っていくことが必要である。
- 地域における青少年育成の担い手の高齢化や新たな担い手の確保などの課題に取り組む必要がある。

(2) 根拠となるデータ

- ・こども大綱・子どもの居場所づくりに関する指針（R5.12 こども家庭庁）
- ・放課後児童対策パッケージ（R5.12 こども家庭庁）
- ・こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（R5.7 こども家庭庁・内閣府）
- ・こども・若者白書（R4.6 内閣府）、地域活動拠点利用者アンケート（R5.12 こども青少年局）
- ・高校生の体験活動等ニーズに関する調査（R5.6 よこはまユース）
- ・放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査（R5.7 こども青少年局）

基本施策4 学齢期から青年期までの子ども・青少年の育成施策の推進

(3) 目標・方向性

- (1)全ての子ども・青少年がウェルビーイングでいられる居場所づくりや体験活動の充実
- (2)小学生のより豊かな放課後等の居場所づくり
- (3)いわゆる「小1の壁」の打破
- (4)子ども・青少年の成長の基盤づくり
- (5)子ども・青少年の権利擁護の推進と子どもの意見の反映
- (6)課題を抱える青少年を早期発見・早期支援につなげる環境づくり
- (7)子ども・青少年の成長を見守り、支える地域社会づくり

(4) 主な事業・取組

※令和6年度予算案に計上している事業・取組は、市会での予算議決を停止条件とします。

小学生の居場所づくりの推進（小学生の朝の居場所づくりモデル事業、プレイパーク支援事業、こども食堂等支援事業）

放課後児童育成事業（放課後キッズクラブ、放課後児童クラブ、放課後児童育成施策推進事業等）

青少年の地域活動拠点づくり事業（安心して集える居場所・体験機会の提供、子どもの意見を聞くワークショップ、防犯カメラの設置）

子ども・青少年の体験活動の推進（体験プログラム（子どもの意見の反映）、青少年関連施設・野外活動センターの運営）

青少年育成に係る人材育成等の取組（子どもの権利擁護研修、子どもの意見を反映した事業運営研修、拠点スタッフ研修、育成センター、ユースワーカー養成、青指研修等）

青少年育成に係る広報・啓発の実施（ふあんみつけの充実、ボランティア等利用のきっかけとなる体験プログラムの実施）

青少年指導員や横浜少年五団体の活動支援

【R7年度以降に想定される取組(案)イメージ】

- ・放課後事業における「質の向上」のための取組推進
- ・障害児・医療的ケア児の受け入れ推進
- ・「小1の壁」の打破に向けた取組の推進(DX、長期休業期間中の昼食提供、朝の居場所づくりモデル事業等)
- ・子どもの居場所が連携した取組(青少年の地域活動拠点、こども食堂、地域子育て支援拠点など)
- ・多様な子どもの居場所づくりの推進(施設間の連携、プレイパークの更なる充実等)
- ・子ども・青少年の居場所関係者のネットワークづくり

【参考】第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画 計画策定スケジュールについて

時期	概要
令和5年10月～	ニーズ調査、市民意見交換会等
令和6年10月	計画素案公表、パブリックコメント
令和7年 2月	計画原案公表
3月	計画策定

第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画に向けた 新たな点検・評価の試行実施（案）について

1 趣旨

「第3期横浜市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「次期計画」という。）を、子どもの意見の施策反映等について定める「こども基本法」（以下、「法」という。）に基づく「市町村こども計画」に位置付けること等を見据え、令和6年度の子ども・子育て会議における「前年度（5年度）の点検・評価」について、新たな内容で試行実施します。

2 新たな点検・評価の方向性

(1) 子どもの意見を聞く取組等の視点を取り入れた点検・評価

前年度取り組んだ子どもの意見を聞く取組や施策への反映状況についても点検・評価の対象とし、これまで以上に子ども・青少年の視点に立った計画推進とします。

(2) 点検・評価で把握したニーズや課題等の計画推進への速やかな反映

点検・評価の審議等を通じ把握した新たなニーズや課題等を、これまで以上にスピード感をもって今後の取組に反映します。

(3) 本市全体の子どもの意見を聞く取組等への展開

点検・評価を踏まえ、本市全体の他の子どもが関わる施策に対し、子どもの意見を聞く取組等の好事例等を横展開につなげます。

3 現状と課題

(1) 子どもの意見を聞く取組

令和5年度は、次期計画策定等にむけ次のような取組を行いました。

・次期計画に向けた小学4年生～6年生へのアンケート

・青少年の居場所事業や施設等退所後児童の居場所事業の利用者や障害児本人へのヒアリング

・乳幼児の思いや声等を把握することを目的とした幼稚園や保育所等へのアンケート

子どもの意見を聞く取組や施策への反映は、対象や内容に応じて適切な手法等を工夫し、継続的に取り組むことが必要です。また、法では、子ども・子育て支援施策や教育施策はもとより、広く子どもが関わる施策において取り組むことが求められています。

(2) 点検・評価の実施時期

前年度の実施状況について市（事務局）でとりまとめた報告内容をもとに、概ね8～11月頃に子ども・子育て会議（部会・総会）での審議を行い、点検・評価を確定しています。

計画掲載の全ての事業・取組について、前年度の実施状況等をとりまとめていること等により市の準備作業に時間を要し、子ども・子育て会議における審議が年度後半となっています。

※令和5年度（令和4年度点検・評価）の実施状況

令和5年9月～10月に各部会で基本施策ごとに審議、11月に総会で全体を審議・確定

4 次期計画に向けた令和6年度点検・評価の試行実施内容

- ①基本施策ごとに子ども等の意見を聞く取組や施策への反映状況等を報告します。
- ②報告内容のポイントを絞ること等により準備期間を短縮することで、子ども・子育て会議の点検・評価を年度前半に前倒して行い、その後の計画推進に反映します。

	試行実施案	現行
実施時期	<u>6～8月ごろ</u>	9～11月ごろ
審議方法	現行と同じ	基本施策の所管部会で審議した後、総会で改めて全体を審議
基本施策ごとの市からの報告内容	<p>これまでの主な取組</p> <p>現行の記載項目に加え、<u>子ども・子育て会議での前年度の点検・評価で論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等を適宜記載</u></p> <p>指標</p> <p>現行の記載項目に加え、<u>計画2年目以降は過年度実績値を掲載し、5か年の進捗状況を確認</u></p> <p>今後の取組の方向性</p> <p>現行の記載項目に加え、今後行う<u>子どもの意見を聞く取組等を適宜記載</u></p> <p>主な事業・取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績（見込）値 ・過年度実績値（計画2年目以降） ・進捗状況等の評価※1 ※1…試行までに評価基準等を整理 ・予算額、決算（見込）額※2 ※2…決算（見込）額は、確定次第記載 	<p>当該年度に、本市として特に力を入れて取り組んだことや進捗が図られた内容等</p> <p>目標値と当該年度実績及び評価（A～D）を記載</p> <p>「これまでの主な取組」や「指標」の進捗状況などを踏まえた、翌年度の新たな取組や今後の方向性を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業・取組名 ・計画策定時の実績 ・想定事業量（最終年度） ・当該年度実績値 ・進捗状況評価（A～D） ・当該年度の取組状況 ・予算額、決算額 ・有効性（A～D） ・利用者、事業者の意見、評価 ・今後の展開（推進、見直し等）

※点検・評価に基づき、子どもの意見を聞く取組や施策への反映の好事例等を、他局等の子どもに関する施策を行う際の参考となるよう情報提供を行います。

5 次期計画の点検・評価への展開

令和8年度（次期計画1年目の点検・評価実施時期）に向け、次期計画の内容及び試行実施に対する子ども・子育て会議からの意見等を踏まえ、令和7年度に次期計画の点検・評価方法を整理します。

<参考>子ども基本法（抄）

第10条第2項 市町村は、こども大綱等を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

<これまでの主な取組>

		子ども・子育て会議での前年度の点検・評価での論点への対応や、主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見、子どもの意見を聞く取組やその反映等も適宜記載	
1	増加する保育ニーズに対応するため、地域の方に1,322人分の受入枠を確保しました。 インスタグラム等のSNSを活用し、横浜で保育士として働く魅力・就職相談会の案内・園情報の発信等を行うなど、保育士確保に取り組みました。		
2	横浜で大切にしたい子どもの育ちや学び、保育・教育の方向性を示す「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」のポイントを分かりやすく伝えるためのPR動画を作成し、動画配信サービスで配信しました。 また、区のデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフへの周知を通じて、子育て家庭に宣言の内容を周知しました。55園が園内研修リーダー育成研修を受講し、受講園の中から4園の取組事例を「園内研修リーダー育成研修発表会」で公表しました。		
3	幼保小職員が、子どもの育ちや学びについて共通の視点をもち対話できるよう、架け橋プログラムリーフレット『Let's talk about our 架け橋プログラム@ヨコハマ』を作成しました。 また、「探究心を育む『遊び』研究会」を立ち上げ、子どもの主体性や探究心を育む実践研究を推進するとともに、その成果を広く発信しました。		
4	理由を問わず利用できる乳幼児一時預かりについて34施設で事業を実施し、利用者は88,916人（前年度より19,891人増加）でした。 また、一時預かりの予約システムの改修を重ね、利用者の利便性向上に努めました。		
5	病気中または病気の回復期のお子様を預かる病児保育・病後児保育を29か所で実施するなど、多様な保育ニーズに対応するため、特別保育事業を実施しました。		
6	保育所等における医療的ケア児の受け入れを推進するため、看護職員を複数配置し、常時、医療的ケア児の受け入れが可能な園を「医療的ケア児サポート保育園」として、新たに12園認定しました。		

<指標の進捗（取組による成果）>

計画2年目以降は、前年度だけでなく、過年度の実績も掲載

No.	指標	実績						R5年度 進捗状況	所管課
		計画策定期 (H30年度)	R6年度	R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)		
1	保育所待機児童数	46人 【H31年4月】	0人 【毎年4月】	16人 【R3年4月】	11人 【R4年4月】	10人 【R5年4月】			保育対策課
2	園内研修リーダー育成研修を受講した園の割合	20%(累計)	51%(累計)	28%(累計)	30%(累計)	34%(累計)			保育・教育支援課

<今後の取組の方向性>

今後行う子どもの意見を聞く取組等も適宜記載

1	待機児童解消に向けて、既存の保育施設の整備や新規施設の開設を行います。そのための定員変更を行う場合の補助を拡充するほか、0歳児の定員を1歳児に振り替える場合の補助も新設します。 また、中規模改修費用補助を18箇所に行います。その上で、受入枠が不足する地域に重点的に保育所等を整備するなど、地域の保育ニーズに合わせた1,295人の受入枠を確保します。 さらに、保育・教育コンシェルジュが一人ひとりのニーズを丁寧に聞き取り、その方に合ったサービスを案内することで、一人でも多くの方が適切な保育サービスを利用できるよう取り組みます。
2	就職面接会等については、PRの強化や開催場所の工夫により参加者の増加を目指します。また、保育士の採用定着に課題を抱える園への支援として、効果的な採用策の研修を実施し、その中でコンサルタント派遣についても改めてPRします。 依然として困難な保育者の確保に向け、引き続き保育士宿舎借上げ支援事業等を実施するとともに、潜在保育士等がかながわ保育士・保育所支援センターを通じて市内保育所等に就職した場合、一人5万円を新たに支給します。 また、保育士等の定着支援のため、労務管理や職場環境の改善等をテーマに研修を実施するなど、保育者確保の採用・定着に係る取組の充実を図ります。
3	「よこはま☆保育・教育宣言」を基にした研修や事例紹介を通して、保育・教育施設の職員の理解を深め、保育の実践につなげるとともに、保護者や地域に向けて周知することで、横浜の保育・教育への理解につなげます。
4	また、保育・教育施設職員とともに、子ども主体の「遊び」に関する研究を行い、幼保小の好事例となる実践について、企業と協働して普及を図り、保育・教育の質向上につなげます。
5	特別保育事業（一時預かり、乳幼児一時預かり、病児保育・病後児保育等）について、引き続き、各家庭のニーズに応じた保育を提供します。なお、一時預かり事業においては、低年齢児の預かりに対する補助の拡充を行い、受入枠の拡大を目指します。 新たに、赤ちゃんが生まれた世帯に一時預かりを無料で利用できるクーポン（はじめてのおあずかり券）を配布し、子育ての負担感を軽減します。また、年収360万円未満相当世帯に対して、利用料の減免（3分の2減免）を新たに実施します。
	医療的ケア児サポート保育園を拡充するなどにより、医療的ケア児の受け入れ園を増やしていきます。 また、看護職員の雇用費を拡充するほか、衛生用品等の消耗品費、施設改修費、研修受講費等を新たに助成します。

<主な事業・取組>

No.	事業・取組名	想定事業量	実績							R5年度進捗状況	有効性	備考	R6年度予算額(千円)	R5年度決算額(千円)
			計画策定期 (平成30年度)	R6年度	R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)					
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人／年	30,000人／年	9,494人／年	18,945人／年	21,462人／年					(補足説明がある場合)		
2	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心もちを大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例(2か年) (R3年度4事例)	19事例(3か年) (R4年度9事例)					(補足説明がある場合)		
3	国内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②センター派造園数	①- ②210園(累計)	①200園(累計) ②507園(累計)	①コロナのため中止 ②329園(累計)	①60園(累計) ②372園(累計)	①95園(累計) ②409園(累計)					(補足説明がある場合)		

【参考】主な事業・取組の点検・評価の様式

(1) 現状（変更前）

No.	施策 方策	事業・取組名	想定事業量	計画策定期 (平成30年度)	R6年度	R4年度 ※確保方策に☆	R4年度実績 (R5年3月末時点)	R4年度 進捗状況	R4年度の取組	R4年度予算額 (千円)	R4年度決算額 (千円)	有効性	利用者・実施事業者の意見・評価	今後の展開	所管課
1	1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人／年	30,000人／年	-	21,462人／年	B	・認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、横浜保育室、認可外保育施設に加え、居宅訪問型・ベビーシッターに勤務する職員等を対象として研修を実施した。 ・局研修実施にあたっては、コロナ禍であったため、集合型とオンライン（Zoom、動画配信）を併用し、計画どおり実施、前年度に比べて参加者が増加した（参加者：R3 9,769人→R4 10,167人）。 ・区連携研修は、コロナ禍前に実行していた大規模な会場開催に変わって、オンラインでも開催されるようになり、前年度に比べ、研修実施回数及び参加者数は、増加した（参加者：R3 9,176人→R4 11,295人）。	99,860千円	89,886千円	A	・研修参加者からは、「子どもの姿を語り合う関係性」や「子ども、主体の保育」の重要性がわかった。研修受講が子どもを中心の保育実践につながっている。オンライン研修に慣れて参加しやすくなったり、国内研修として活用している。という意見が寄せられた。 (研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
2	1	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心を大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	-	19事例（3か年） (R4年度9事例)	B	・国内研修リーダー育成研修受講園の中に4園の取組事例を「国内研修リーダー育成研修参画委員会」で公表した。 ・保育実践研究会の中でも5園の取組事例を公表した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するため15秒のPR動画を作成し、動画配信サービスで配信した。 ・よこはま☆保育・教育宣言を地域・保護者に周知するため区のデジタルサイネージでの放映や地域子育て支援拠点、子育てひろばのスタッフに周知し、利用する保護者に対し、宣言の内容について伝えられるよう呼び掛けた。	2,304千円	1,791千円	A	・国内研修リーダー育成研修参加者からは、国内研修は少人数でできること、自分の園の子どもたちの姿を語り合うことが学びになることを知り、気軽に国内研修を実施するきっかけになった、といい意見が寄せられた。 ・宣言研修修了者からは、自分の園でも子どもの姿を通して日々の保育を振り返り、保育を充実させたい、楽しみたいという前向きな感想が多かった。 (研修実施後のアンケートより)	推進	保育・教育支援課
3	1	国内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポートー派遺園数	①～ ②210園（累計）	①200園（累計） ②507園（累計）	-	①95園（累計） ②409園（累計）	B	①国内研修の実施に向けた施設長研修を、国内研修リーダー育成研修と同時に開催した。保育士と施設長が同じ内容を共有することで、実践につながりやすいようにした。 ②国内研修・研究サポートーを新設園等37園に派遣した。	12,557千円	6,708千円	A	・「子どもたちが楽しい」と思えるのは、環境が大きい。環境整備を整えていける立場なので、頑張って行こうと思った。「国内研修は色々な形での取組が可能なため、その中で当園にあった活動を見つけて実践していかたい」という感想があった。(研修実施後のアンケートより) ・「国内研修をこれまでやってこなかったが、今年度、研修するきっかけを作ってもらいたい良い機会になった」「国内研修が保育の質の向上に効果的であると感じた」「職員の人材育成となった」などの意見があった。(国内研修・研究サポートーのヒヤリングより)	推進	保育・教育支援課

主な事業・取組の取組内容や利用者・事業者の意見中で、ポイントとなる部分は、令和6年度点検・評価（イメージ）の＜これまでの主な取組＞に記載します。

(2) 試行実施案

No.	事業・取組名	想定事業量	計画策定期 (平成30年度)	R6年度	実績						R5年度 進捗状況	有効性	備考	R5年度 予算額 (千円)	R5年度 決算(見込)額 (千円)	
					R2年度 (R3年3月末時点)	R3年度 (R4年3月末時点)	R4年度 (R5年3月末時点)	R5年度 (R6年3月末時点)	R6年度 (R7年3月末時点)							
1	保育・幼児教育研修及び研究事業	保育所職員等研修参加者数 (各区連携研修含む)	27,369人／年	30,000人／年	9,494人／年	18,945人／年	21,462人／年						(補足説明がある場合)			
2	「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心を大切に～」を活用した取組の推進	保育・教育宣言事例集掲載事例数	-	30事例	6事例	10事例（2か年） (R3年度4事例)	19事例（3か年） (R4年度9事例)						(補足説明がある場合)			
3	国内研修・研究の推進	①施設長研修参加者数 ②サポートー派遺園数	①～ ②210園（累計）	①200園（累計） ②507園（累計）	①コロナのため 中止 ②329園（累計）	①60園（累計） ②372園（累計） ③2409園（累計）							(補足説明がある場合)			

6	放課後の居場所づくり	
本 年 度	千円 15,021,386	
前 年 度	11,191,741	
差 引	3,829,645	
本年度の財源内訳	国	4,196,484
	県	3,839,888
	その他	2,589
	市 費	6,982,425

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。

また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「子どもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

1 放課後キッズクラブ事業<拡充>

103億4,697万円 (77億273万円)

学校施設等を活用し全ての子どもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。

また、クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助額を引き上げるとともに、配慮が必要な児童等への支援の充実を図るために、心理職等の専門職による巡回相談員への相談支援や研修を実施します。

(運営か所数：337か所)



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業<拡充>

1億8,790万円 (2億6,504万円)

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

(実施設計：7か所、工事：8か所)

3 放課後児童クラブ事業<拡充>

36億1,217万円 (30億8,100万円)

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助額を引き上げます。

(運営か所数：232か所)



【放課後児童クラブの活動】

4 放課後児童育成施策推進事業<拡充>

7億3,151万円 (2,274万円)

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全ての子どもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援

事業所における人材確保支援のため、引き続き事業の認知度向上を図るとともに、各事業所の求人情報の集約及び提供を行います。

集約した求人情報について、本市ホームページで公開するとともに、大学等へ訪問しチラシを配布します。



【人材募集チラシ】

(2) 人材育成支援<拡充>

必要な知識や技術の習得ができるよう、子どもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施します。研修講座の充実を図るとともに、引き続きオンラインでの研修も実施し受講しやすい環境を整え、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。



【プログラムの様子】

(4) デジタル化の推進<拡充> 特集1

クラウドサービスを利用した、クラブとの情報連携や一部の補助金事務のオンライン化を全区展開するための環境整備を行います。また、クラブの補助金事務及びクラブを利用する際の保護者負担の軽減に向けて、児童の入退室情報の管理や入所申込みのためのシステムの開発を進めます。

(5) 長期休業期間における昼食提供<新規> 特集1

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブにおいて、長期休業期間中の昼食提供を夏休みにモデル実施するとともに、モデル実施の検証を踏まえ、昼食注文システムの開発を進めます。

5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業<新規> 特集1

349万円(新規)

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりをモデル事業として実施します。

(実施か所数：2か所)

6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業<拡充>

1億331万円(8,764万円)

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

また、安定的な運営を図るため、常勤職員を加配した場合の委託料を引き上げます。

(運営か所数：5か所)

7 プレイパーク支援事業<拡充> ※環境創造局との共管事業

3,605万円(3,259万円)

地域主体で、公園等の一部を「子どもの自由な遊び場」として活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、子どもにとって身近な地域でプレイパークを利用するようにするために、地域人材の確保や人材育成を行い、新たなプレイパーク立ち上げ準備を担うコーディネーターの派遣を支援し、プレイパークの新設に向けた取組を実施します。

(実施団体数：22団体)



【プレイパークの活動】

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの 更なる充実に向けて

子ども・子育て会議 放課後部会

こども青少年局放課後児童育成課

令和6年3月25日

1 充実に向けた調査における提言

7. 今後の施策の方向性

質の向上に向けた横浜市の今後の施策について（提言）

1. 児童視点での支援の充実（115ページ）

■ 高学年が利用しやすくなるような取組の推進が必要

- ・アンケートの結果から、ほとんどの子どもがクラブでの活動を概ね楽しんでいることがわかっており、クラブによる支援が十分に行われていると考えられる。低学年と比べると高学年の利用児童が少ないことは、事業の特性上やむを得ないものではあるが、プログラムの充実や、児童の集団において学年ごとに役割を与える等、高学年が利用しやすくなるような取組を推進していくことが求められる。

■ 活動場所やプログラムの充実に向けて、学校施設の更なる活用や市によるプログラムに係る支援強化が必要

- ・保護者が考える「お子様がクラブに『もっと行きたい！』と思えるように、さらに充実するとよいと思うものを選んで下さい」という設問では、活動場所やプログラムに関するニーズが確認されている。
- ・特に、放課後キッズクラブの活動場所の確保にあたっては、学校との連携が重要であるため、特別教室や普通教室の活用拡大等に向けて、教育委員会も含めた連携を強化し、学校施設の更なる活用に取り組む必要がある。
- ・プログラムの充実に向けては、クラブでは上記活動場所の確保における課題に加え、職員体制にも課題を抱える状況であり、各クラブが個別にプログラム実施のノウハウを持つ人材を新たに確保することは難しい面も多い。そのため、市からのプログラムの紹介やクラブでの取組の共有など、クラブへの支援の強化を行っていくことが重要と考えられる。

（出典）「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託報告書（概要版）」（R5.12）

1 充実に向けた調査における提言

7. 今後の施策の方向性

質の向上に向けた横浜市の今後の施策について(提言)

2. 保護者視点での支援の充実（115ページ）

■ クラブへの支援を充実させることで、安全・安心な放課後の居場所を提供していくことが必要である

- 「スタッフの対応」「活動内容」「環境や安全対策」について、保護者の満足度を調査した結果、いずれの項目でも9割前後が概ね満足していると回答しており、保護者が安心して子どもを預けられる環境が整っている状況であることがわかった。引き続き、クラブへの支援を充実させることで、安全・安心な放課後の居場所を提供していくことが必要である。

■ 「小1の壁」の解消に向けて、多岐にわたる課題への対応策の検討が必要

- 小学校入学後、保育所に預けていた時よりも育児に関する負担が増加し、仕事との両立が難しくなる、いわゆる「小1の壁」の問題に関しては、本アンケート調査結果においても、保護者が負担に感じていることとして「長期休業期間中の昼食提供」や「帰宅後、子どもの宿題を見る時間」が上位となったように、「小1の壁」の解消に向けた支援が求められていると言える。アンケート結果からは、「経済的負担」「預かり時間のミスマッチ」等、「小1の壁」に関連する課題に関して、多岐に渡ってニーズが存在することが判明しているため、支援を行うクラブの負担にも配慮しつつ、幅広い対応策を検討する必要がある。

■ 放課後児童クラブについては保護者の活動・運営負担の軽減が求められる

- 放課後児童クラブにおいては、保護者が運営に携わる方式のクラブが多くあるため、放課後キッズクラブに比べて、「クラブの活動・運営への参加」に関する負担が高い傾向となっている。「3. クラブ視点での支援」でも触れるが、事務作業や組織運営に関する負担を軽減することは保護者支援の観点からも重要と考える。

(出典) 「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託報告書（概要版）」（R5.12）

1 充実に向けた調査における提言

7. 今後の施策の方向性

質の向上に向けた横浜市の今後の施策について(提言)

3. クラブ視点での支援の充実（116ページ）

■ 書類作成の負担軽減のために、DXの推進等による効率的な仕組みの構築が必要

- 事務作業や組織運営に関して課題を抱えているクラブが多いことがアンケート結果から判明している。中でも、「区役所又は市役所へ提出する書類の作成」が負担となっているクラブが多く、今年度から横浜市が取り組んでいる事業のDXを着実に推進していくことが必要である。なお、DXの推進にあたっては、手続きのオンライン化にとどまるのではなく、クラブの事務作業の軽減につながる仕組みを目指すことが重要である。

■ 人材確保に向けて、事業の認知度向上、労働環境改善等の多角的な市の支援強化が必要

- 「人材確保」については、アンケート結果において「クラブが募集を行っても人材が見つからない、集まらない」「長期休業期間中の人員確保が困難」「労働条件・待遇の改善が必要」「市に求人募集の強化・工夫をしてほしい」「配置に関するルールの見直しが必要」等、多様な意見が挙げられており、クラブが人材確保を進めるためには、市における支援の強化が必要である。
- 全国的に慢性的な人手不足と言われている状況の中でも、クラブの人材確保を進めるためには、直接的な待遇の改善以外にも、事業の認知度の向上や労働環境の改善等の様々な手法により、人材を確保しやすくなるような取組を進めることが有用であると考える。

■ 要配慮児童への支援は体制、環境、支援方法で課題であり、市による支援が必要

- 児童の育成支援にあたっては、障害児や配慮が必要な児童の対応に関して「人員やスペースの不足」「保護者の理解・協力が得られない」など、多くの課題が挙げられている。クラブが求める支援体制についてみると、「補助制度の拡充」「専門職等による支援」等が示されていた。これらの対応については、クラブだけでなく、児童・保護者への支援とも密接に関わることから、引き続き、市による支援を推進していくことが求められる。

(出典) 「横浜市放課後キッズクラブ・放課後児童クラブの充実に向けた調査業務委託報告書（概要版）」（R5.12）

2 令和6年度の取組

- ・長期休業期間中の昼食提供モデル実施（夏休みに全クラブで実施）
- ・朝の居場所づくりモデル事業を新たに実施（2校）
- ・DXの推進（児童入退室システムの開発等）
- ・常勤職員を複数配置した際の補助金の拡充
- ・専門職による巡回相談員への支援
- ・プレイパークの新設に向けた補助金の拡充
- ・暑さ対策のための放課後キッズクラブわくわく【区分1】運用見直し

等々

※ 令和6年度予算案が横浜市議会において議決されることを停止条件とするものです

3 放課後の更なる充実に向けて

子ども・子育て会議 放課後部会での意見も踏まえ、検討

検討事項（案）

- 第3期子ども・子育て支援事業計画と連動した取組
- 「充実に向けた調査」結果を踏まえた、放課後キッズクラブ・放課後児童クラブ事業の「質の向上」に向けた取組
- 放課後キッズクラブ運営法人の選定（令和8年度～）

等々